

記入見本

70歳未満の方・70歳以上の方で高齢受給者証の区分が現役並みⅠ・Ⅱの方は、医療機関の窓口にて「健康保険証」と「限度額適用認定証」を共に提示すると、医療費が高額になった場合も窓口負担額を高額療養費自己負担限度額までで済ませることができます。（高額療養費の自己負担限度額は被保険者の収入により異なります）

認定証を持参しなかった場合は、従来どおり、窓口で3割（小学校入学前2割）を負担し、後日健康保険組合より、高額療養費の払い戻しを受けます。（健保組合への請求は不要です）

※70歳以上で2割負担の方・高齢受給者証の区分が現役並みⅢの方は、高齢受給者証により適用区分が確認されますので限度額適用認定証は発行されません。

健康保険限度額適用認定申請書

被 保 険 者	保 險 証 記 号	1000		番 号	123456		事 業 所 名	株式会社カネカ	
	氏 名	鐘化 健太郎					所 属	高砂工業所 ○グループ●チーム	
	生 年 月 日	☒ 昭和 ☐ 平成		53 年 5 月 17 日		日 中 の 連 絡 先	050-●●●●-△△△△		
	住 所	〒 530-8288 大阪府大阪市北区中之島●-▲-■							
認 定 証 適 用 対 象 者 (療養を受ける方)	氏 名	鐘化 康子				生 年 月 日	☒ 昭和 ☐ 平成 54 年 7 月 5 日 ☐ 令和		
	続 柄	妻	※子の場合は、 [長男][長女]等を 明記してください	認 定 証 必 要 開 始 月		令和 5 年 4 月から ※受付月の初日より前に 遡っての申請はできません。			
				【 更 新 の 場 合 】 お持ちの認定証の有効期限		令和 年 年 日まで			
認 定 証 送 付 先	送 付 先	☐ ①被保険者の住所 ☐ ②職場(勤務先) ☒ ③入院先医療機関(受取可能であることを確認してください) ☐ ④その他							
	住 所	〒 ●●●-□□□□ 兵庫県高砂市高砂町宮前町○○-△△					更新の場合、お持ちの認定証は返却してください ※返信用封筒を同封いただける方は記入省略可		
	電 話 番 号	079-●●●●-▲▲▲▲							
	社 名 ・ 部 署 名	●●●総合病院 7階B病棟 501号室				宛 名 (個 人 名)	鐘化 康子		
	医 療 機 関 名 病棟・病室番号等	(様方)							

被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。

申 請 代 行 者	氏 名	株式会社●● 健保 次郎		被保険者との 関 係	☒ 事務担当者 ☐ 家族 ☐ その他 ()	
	日 中 の 連 絡 先	080-●●●●●-●●●●●		申 請 代 行 の 理 由	☐ 被保険者本人が入院中のため ☒ その他 (本人より依頼を受けたため)	

※被保険者との続柄が確認できない場合は、別途、委任状等をお願いする場合があります。

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)		マイナンバー記載の場合は、別途確認書類のご提出が必要になりますので、ご 注意ください
備考欄		
☐ 本申請書の提出を事業主へ委任します（委任する場合は ☒ ）		

令和 5 年 4 月 20 日

上記の通り健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

- ①「限度額適用認定証」は、健康保険組合において申請書を受け付けた月の初日から、最長1年間での発行になります。
但し、「限度額適用認定証」の発効日にかかわらず、医療機関への提示が翌月になった場合は、当月は医療機関における限度額は適用されず、3割（小学校入学前2割）を窓口負担していただくことになります。
- ②有効期限経過後も引き続き必要な場合、被保険者の標準報酬月額の変更に伴い適用区分が変更になった場合（健康保険組合から連絡します）は、再度申請が必要です。
- ③「限度額適用認定証」は、有効期限に達した場合、標準報酬月額の改定により適用区分が変更になった場合、被保険者及び被扶養者の資格を喪失した場合、70歳に達する月の翌月に至ったとき、不要になった場合はカネカ健保へご返却ください。

【限度額適用認定証を使用すると・・・】			
医療費総額1,000,000円 標準報酬月額28万円～50万円 3割負担の場合			
	窓口支払額	健保から保険医療機関等への支払額	健保から被保険者へ払い戻される額
限度額適用認定証を 使 用 し た 場 合	87,430円	912,570円 療養の給付700,000円＋高額療養費212,570円	62,400円 付加給付62,400円
限度額適用認定証を 使用しなかった場合	300,000円	700,000円 療養の給付700,000円	274,970円 高額療養費212,570円＋付加給付62,400円

※健保払い戻し後の最終的な被保険者の負担額は、いずれの場合も25,030円になります。